

### 送付物品の種類

※数量は別紙 2 参照。

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	知事選挙	県議選挙	備考
第1回輸送 3/16 (木)	啓発物資	1	ポスター A3縦	○		知事・県議共用
		2	懸垂幕・横断幕	○		別途直接送付予定
		3	申入書	○		知事・県議共用
		4	のぼり旗	○		〃
		5	ウェットティッシュ	○		別途直接送付予定
	選挙物資	1	一般投票用紙	○	<del>○</del>	
		2	点字用投票用紙	○	<del>○</del>	
		3	点字シール (知事選用)	○	<del>○</del>	
		4	船員用不在者投票用紙	○		共用
		5	不在者投票用外封筒 (公印有)	○	<del>○</del>	
		6	不在者投票用外封筒 (公印なし)	○	<del>○</del>	
		7	郵便等投票用外封筒 (公印有・代理記載なし)	○	<del>○</del>	
		8	郵便等投票用外封筒 (公印有・代理記載あり)	○	<del>○</del>	
		9	不在者投票用内封筒	○	<del>○</del>	
		10	不在者投票証明書用封筒	○		共用
		11	仮投票用封筒	○	<del>○</del>	
		12	不在者投票宣誓書・請求書	○		共用
		13	不在者投票証明書	○		〃
		14	選挙人名簿登録証明書	○		〃
		15	不在者投票事務処理簿	○	<del>○</del>	
		16	不在者投票に関する調書	○	<del>○</del>	
		17	投票用紙送付票	○		共用
		18	投票用紙等精算書	○		〃
		19	郵便等投票証明書 (本人)	○		〃
		20	郵便等投票証明書 (代理記載)	○		〃
		21	期日前投票所投票録 (知事選用)	○	<del>○</del>	
		22	期日前投票宣誓書	○		共用
23	依頼書	○		〃		
24	請求書 (甲)	○		〃		
25	投票用紙等送付書 (甲)	○		〃		
26	不在者投票用紙等請求書兼送付書 (乙)	○		〃		
27	期日前投票所投票録 (県議選用)	<del>○</del>	○	県議選用		

別途対応		選挙のしおり	各市町村選挙管理委員会事務局へ直接送付
------	--	--------	---------------------

第2回輸送 3/27 (月)	選挙物資	鳥取市、岩美町、八頭郡の市町は直接印刷所で受領。			
		1	選挙公報 (知事選)	○	×

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	知事選挙	県議選挙	備考
第3回輸送 3/28 (火)	選挙物資	1	一般投票用紙	X	○	知事用は第1回輸送
		2	点字用投票用紙		○	〃
		3	点字シール(県議選用)		○	〃
		4	不在者投票用外封筒(公印あり)		○	〃
		5	不在者投票用外封筒(公印なし)		○	〃
		6	郵便等投票用外封筒(公印あり・代理記載なし)		○	〃
		7	郵便等投票用外封筒(公印あり・代理記載あり)		○	〃
		8	不在者投票用内封筒		○	〃
		9	仮投票用封筒		○	〃
		10	不在者投票事務処理簿(県議選用)		○	〃
		11	不在者投票に関する調書(県議選用)		○	〃
	候補者用品	1	胸章	X	○	
		2	選挙運動用自動車表示板		○	
		3	選挙運動用拡声機表示板		○	
		4	街頭演説用標旗		○	
		5	乗車用腕章		○	
		6	運動員腕章		○	
		7	候補者用通常葉書使用証明書		○	
		8	選挙運動用通常葉書差出票		○	
		9	新聞広告(有料)掲載証明書		○	
		10	個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表		○	
		11	認定書(通称)		○	
第4回輸送 (受渡)	選挙物資	(1)	到着受付簿	X	○	
		(2)	到着番号札		○	
		(3)	届出番号札		○	
		(4)	アラビア数字ゴム印		○	
		(5)	立候補予定者氏名印(ゴム印)		○	
		(6)	年齢早見表		○	別途データ送信対応
		(7)	公印(選挙長)		○	
		(8)	候補者に交付する物品・証明書等受領書(一覧表)		○	
		(9)	選挙用ビラ証紙受領書		○	
		(10)	候補者の使用するビラ審査表		○	
		(11)	選挙管理委員会腕章		○	
		(12)	前回の県議選選挙公報(見本)		○	
第5回輸送 4/4 (火)	投票関係諸用紙	1	投票録	○	○	
		2	開票録	○	○	表紙を含む
		3	有効投票決定箋	○	○	
		4	無効投票決定箋	○	○	
		5	疑問票効力決定箋	○	○	
		6	あん分票効力決定箋	○	○	
		7	得票集計表	○	○	
		8	点字候補者氏名票(期日前投票所分を除く)	○	○	別途直接送付の可能性あり
		9	投票速報発信受信票	○	X	別途メール送信対応
		10	無効投票速報発(受)信票	○	○	別途メール送信対応

(別紙2)

第1回物資輸送 送付物品 No.1

【知事選挙用物資】

※選挙のしおりは別途直送

区分	1 一般 投票用紙 (知事)	2 点字用 投票用紙 (知事)	3 点字シール (知事)	4 船員用 不在者 投票用紙 (共用)	5 不在者 投票用 外封筒 (公印あり) (知事)	6 不在者 投票用 外封筒 (公印なし) (知事)	7 郵便等 投票用 外封筒 (代理記載なし) (知事)	8 郵便等 投票用 外封筒 (代理記載あり) (知事)	9 不在者 投票用 内封筒 (知事)	10 不在者 投票 証明書用 封筒 (共用)	11 仮投票用 封筒 (知事)	12 不在者 投票 宣誓書・ 請求書 (共用)	13 不在者 投票 証明書 (共用)	14 選挙人 名簿登録 証明書 (共用)	15 不在者 投票 事務処理簿 (知事)	16 不在者 投票 に関する 調書 (知事)	17 投票用紙 送付票 (共用)
鳥取市	154,000	300	300	200	1,700	20	100	40	1,860	350	200	1,720	350	50	20	50	120
米子市	122,700	160	160	0	1,100	0	100	20	1,220	200	100	1,100	200	50	90	90	60
倉吉市	39,000	110	110	0	600	0	50	10	660	60	80	600	60	10	50	70	40
境港市	28,600	50	50	200	500	20	50	10	580	130	30	520	130	140	40	40	20
岩美町	9,900	30	30	200	100	20	10	5	135	20	50	120	20	150	50	50	30
若桜町	3,200	10	10	0	80	0	10	5	95	20	20	80	20	10	20	20	20
智頭町	6,100	10	10	0	90	0	10	5	105	20	20	90	20	10	20	20	15
八頭町	15,000	30	30	0	180	0	10	5	195	30	50	180	30	10	40	50	30
三朝町	5,600	50	50	0	110	0	10	5	125	20	50	110	20	10	40	40	30
湯梨浜町	14,700	50	50	0	240	0	10	5	255	40	30	210	20	20	30	30	20
琴浦町	14,600	20	20	200	220	20	10	5	255	30	40	240	20	30	40	40	30
北栄町	10,500	10	10	0	120	0	10	5	135	30	30	10	10	10	5	30	30
日吉津村	3,300	10	10	0	30	0	10	5	45	20	10	30	20	10	10	10	5
大山町	14,200	30	30	0	220	0	10	5	235	30	50	220	30	10	40	40	30
南部町	9,500	20	20	0	90	0	10	5	105	30	20	90	30	10	20	20	20
伯耆町	9,600	20	20	0	80	0	10	5	95	30	20	70	20	10	20	20	30
日南町	4,500	40	40	0	110	0	10	5	125	20	30	110	20	10	30	30	20
日野町	3,000	20	20	0	50	0	10	5	65	20	20	50	20	20	20	20	20
江府町	2,700	20	20	0	60	0	10	5	75	20	30	60	20	10	30	30	20
都市計	344,300	620	620	400	3,900	40	300	80	4,320	740	410	3,940	740	250	200	250	240
町村計	126,400	370	370	400	1,780	40	150	75	2,045	380	470	1,670	320	330	415	450	350
合計	470,700	990	990	800	5,680	80	450	155	6,365	1,120	880	5,610	1,060	580	615	700	590
予備	300	110	110	200	500	20	170	65	755	130	40	590	140	120	285	200	30
(合計+予備)	471,000	1,100	1,100	1,000	6,180	100	620	220	7,120	1,250	920	6,200	1,200	700	900	900	620

(別紙2)

第1回物資輸送 送付物品 No.2

【知事選挙用物資】

【県議用】【啓発物資】

区分	18 投票用紙等 精算書 (共用)	19 郵便等 投票 証明書 (本人) (共用)	20 郵便等 投票 証明書 (代理記載) (共用)	21 期日前 投票所 投票録 (知事)	22 期日前 投票 宣誓書 (共用)	23 依頼書 (共用)	24 請求書 (甲) (共用)	25 投票用紙等 送付書 (甲) (共用)	26 不在者投票 用紙等請求 書兼送付書 (乙) (共用)	27 期日前 投票所 投票録 (県議)	1 ポスター A3縦 (共用)	2 懸垂幕 ・ 横断幕 (共用)	3 申入書 (共用)	4 のほり旗 (共用)	5 ウェット ティッシュ (共用)
鳥取市	120	150	40	315	10	1	1	1	1	170	700		17	24	
米子市	60	100	20	80	5	1	1	1	1	45	320		14	6	
倉吉市	40	50	10	100	15,900	1	1	1	1	50	380		6	4	
境港市	20	50	10	35	13,900	1	1	1	1	20	120		4	2	
岩美町	30	10	5	35	3,800	1	1	1	1	20	160		3	1	
若桜町	20	10	5	35	1,800	1	1	1	1	20	100		3	5	
智頭町	15	10	5	65	4,700	1	1	1	1	35	90		3	7	
八頭町	30	10	5	100	3,000	1	1	1	1	50	150		3	15	
三朝町	30	10	5	35	2,800	1	1	1	1	20	150		1	6	
湯梨浜町	20	10	5	35	10	1	1	1	1	20	150		3	12	
琴浦町	30	10	5	50	7,100	1	1	1	1	35	150		4	5	
北栄町	30	5	5	85	10	1	1	1	1	55	180		3	8	
日吉津村	5	10	5	35	1,600	1	1	1	1	20	15		3	3	
大山町	30	10	5	100	8,200	1	1	1	1	50	180		3	4	
南部町	20	10	5	65	500	1	1	1	1	35	100		1	4	
伯耆町	30	10	5	65	100	1	1	1	1	35	100		3	2	
日南町	20	10	5	35	100	1	1	1	1	20	100		3	10	
日野町	20	10	5	35	100	1	1	1	1	20	80		1	4	
江府町	20	10	5	35	10	1	1	1	1	20	100		1	5	
都市計	240	350	80	530	29,815	4	4	4	4	285	1,520	0	41	36	0
町村計	350	145	75	810	33,830	15	15	15	15	455	1,805	0	38	91	0
合計	590	495	155	1,340	63,645	19	19	19	19	740	3,325	0	79	127	0
予備	30	125	65	120	455	0	0	0	0	50	0		0	0	
(合計+予備)	620	620	220	1,460	64,100	19	19	19	19	790	3,325	0	79	127	0

## 第2回物資輸送 送付物品

### 【鳥取県知事 選挙公報配布枚数】

市町村名		配布枚数
市	鳥取市	91,000
	米子市	74,700
	倉吉市	23,400
	境港市	15,600
	計	204,700
岩美郡	岩美町	4,600
	計	4,600
八頭郡	若桜町	1,300
	智頭町	2,600
	八頭町	6,600
	計	10,500
東伯郡	三朝町	2,600
	湯梨浜町	6,600
	琴浦町	6,200
	北栄町	5,600
	計	21,000
西伯郡	日吉津村	1,400
	大山町	6,100
	南部町	4,200
	伯耆町	4,600
	計	16,300
日野郡	日南町	2,200
	日野町	1,500
	江府町	1,200
	計	4,900
郡 計		57,300
合 計		262,000

### 第3回物資輸送 送付物品 No.1

#### 【県議選挙用物資】

区 分	1 一 般 投票用紙	2 点 字 用 投票用紙	3 点字シール (県議選)	4 不 在 者 投 票 用 外 封 筒 (公印あり)	5 不 在 者 投 票 用 外 封 筒 (公印なし)	6 郵 便 等 投 票 用 外 封 筒 (公印あり・ 代理記載なし)	7 郵 便 等 投 票 用 外 封 筒 (公印あり・ 代理記載あり)	8 不 在 者 投 票 用 内 封 筒	9 仮 投 票 用 封 筒	10 不 在 者 投 票 事 務 処 理 簿 (県議選)	11 不 在 者 票 関 係 調 査 書 (県議選)
鳥取市	154,000	300	300	1,700	20	100	40	1,860	200	20	50
米子市	122,700	160	160	1,100	0	100	20	1,220	100	90	90
倉吉市	39,000	110	110	600	0	50	10	660	80	50	70
境港市	28,600	50	50	500	20	50	10	580	30	40	40
岩美町	9,900	30	30	100	20	10	5	135	50	50	50
若桜町	3,200	10	10	80	0	10	5	95	20	20	20
智頭町	6,100	10	10	90	0	10	5	105	20	20	20
八頭町	15,000	30	30	180	0	10	5	195	50	40	50
三朝町	5,600	50	50	110	0	10	5	125	50	40	40
湯梨浜町	14,700	50	50	240	0	10	5	255	30	30	30
琴浦町	14,600	20	20	220	20	10	5	255	40	40	40
北栄町	10,500	10	10	120	0	10	5	135	30	5	30
日吉津村	3,300	10	10	30	0	10	5	45	10	10	10
大山町	14,200	30	30	220	0	10	5	235	50	40	40
南部町	9,500	20	20	90	0	10	5	105	20	20	20
伯耆町	9,600	20	20	80	0	10	5	95	20	20	20
日南町	4,500	40	40	110	0	10	5	125	30	30	30
日野町	3,000	20	20	50	0	10	5	65	20	20	20
江府町	2,700	20	20	60	0	10	5	75	30	30	30
都市計	344,300	620	620	3,900	40	300	80	4,320	410	200	250
町村計	126,400	370	370	1,780	40	150	75	2,045	470	415	450
合 計	470,700	990	990	5,680	80	450	155	6,365	880	615	700
予 備	300	110	110	500	20	170	65	755	40	285	200
(合計+予備)	471,000	1,100	1,100	6,180	100	620	220	7,120	920	900	900

### 第3回物資輸送 送付物品 No.2

#### 【県議選候補者用物資】

区分	1 胸章	2 選挙運動用自動車表示板	3 選挙運動用拡声機表示板	4 街頭演説用標旗(竿を含む)	5 乗車用腕章	6 運動員腕章	7 候補者用通常葉書使用証明書	8 選挙運動用通常葉書差出票	9 新聞広告(有料)掲載証明書	10 個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表	11 認定書(通称)	12 手提げ袋	13 選挙用ピラ証紙
岩美町選管 岩美郡選挙区分	2	2	2	2	8	22	3	120	6	3	3	6	96,000
東部庁舎 鳥取市選挙区分	16	16	16	16	64	176	16	640	32	16	16	32	288,000
八頭庁舎 八頭郡選挙区分	4	4	4	4	16	44	5	200	10	4	4	8	96,000
中部総合事務所 倉吉市、東伯郡選挙区分	13	13	13	13	52	143	12	480	24	13	11	26	240,000
西部総合事務所 米子市、境港市、西伯郡選挙区分	21	21	21	21	84	231	23	920	46	20	18	40	432,000
日野振興センター 日野郡選挙区分	3	3	3	3	12	33	3	120	6	3	3	6	96,000
合計	59	59	59	59	236	649	62	2,480	124	59	55	118	1,248,000

#### 【立候補受付用品】

区分	1 到着受付簿	2 到着番号札	3 届出番号札	4 アラビア数字ゴム印	5 立候補予定者氏名印(ゴム印)	6 年—齢早見表	7 公印(選挙長)	8 候補者に交付する物品・証明書等受領書(一覧表)	9 選挙用ピラ証紙受領書	10 候補者の使用するピラ審査表	11 選挙管理委員会腕章	12 前回の県議選選挙公報(見本)
岩美町選管 岩美郡選挙区分	1	1	1	1	1		1	6	6	3	10	1
東部庁舎 鳥取市選挙区分	1	1	1	2	13		1	32	32	16	40	1
八頭庁舎 八頭郡選挙区分	1	1	1	1	3		1	10	10	5	20	1
中部総合事務所 倉吉市、東伯郡選挙区分	2	2	2	2	8		2	24	24	12	70	1
西部総合事務所 米子市、境港市、西伯郡選挙区分	3	3	3	3	15		3	46	46	23	60	1
日野振興センター 日野郡選挙区分	1	1	1	1	1		1	6	6	3	15	1
合計	9	9	9	10	41		9	124	124	62	215	6

行政インフラで  
データ送信

## 第5回物資輸送 送付物品

### 【知事選挙用物資】

区 分	1 投票録	2 開票録	3 有効投票 決定箋	4 無効投票 決定箋	5 疑問票 効力 決定箋	6 あん分票 効力 決定箋	7 得 票 集計表	8 点 字 候 補 者 氏 名 票	9 投票速報 発信受信票	10 無効投票 速 報 発(受)信票
鳥取市	300	4	500	500	200	10	130			
米子市	140	4	1,000	800	150	10	60			
倉吉市	80	4	0	0	20	0	0			
境港市	50	4	1,400	200	100	10	0			
岩美町	80	4	520	100	50	10	10			
若桜町	40	4	160	100	50	10	10			
智頭町	40	4	340	100	50	10	10			
八頭町	80	4	770	150	150	10	30			
三朝町	70	4	290	100	50	10	10			
湯梨浜町	50	4	10	10	50	10	10			
琴浦町	60	4	0	0	50	0	0			
北栄町	50	4	0	0	20	0	0			
日吉津村	10	4	130	100	50	10	10			
大山町	70	4	0	0	50	0	0			
南部町	40	4	300	50	50	10	10			
伯耆町	50	4	480	100	50	10	0			
日南町	50	4	240	100	50	10	10			
日野町	40	4	150	70	20	10	10			
江府町	50	4	140	100	50	10	10			
都市計	570	16	2,900	1,500	470	30	190	0	0	
町 村 計	780	60	3,530	1,080	790	120	130	0	0	
合 計	1,350	76	6,430	2,580	1,260	150	320	0	0	
予 備	150	24	370	220	90	50	50			
(合計+予備)	1,500	100	6,800	2,800	1,350	200	370	0	0	

### 【県議選挙用物資】

1 投票録	2 開票録	3 有効投票 決定箋	4 無効投票 決定箋	5 疑問票 効力 決定箋	6 あん分票 効力 決定箋	7 得 票 集計表	8 点 字 候 補 者 氏 名 票	9 無効投票 速 報 発(受)信票
300	4	500	500	200	10	130		
140	4	1,000	800	150	10	60		
80	4	0	0	20	0	0		
50	4	1,400	200	100	10	0		
80	4	520	100	50	10	10		
40	4	160	100	50	10	10		
40	4	340	100	50	10	10		
80	4	770	150	150	10	30		
70	4	290	100	50	10	10		
50	4	10	10	50	10	10		
60	4	0	0	50	0	0		
50	4	0	0	20	0	0		
10	4	130	100	50	10	10		
70	4	0	0	50	0	0		
40	4	300	50	50	10	10		
50	4	480	100	50	10	0		
50	4	240	100	50	10	10		
40	4	150	70	20	10	10		
50	4	140	100	50	10	10		
570	16	2,900	1,500	470	30	190	0	0
780	60	3,530	1,080	790	120	130	0	0
1,350	76	6,430	2,580	1,260	150	320	0	0
150	24	370	220	90	50	50		
1,500	100	6,800	2,800	1,350	200	370	0	0

(別紙3)

### 受渡方法

※物資の受渡しにおける注意事項

受渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので、身分証明書（職員証等）を提示すること。

#### 1 第1回輸送（3/16）【啓発物資、選挙物資（知事選）】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁第二庁舎第33、34会議室で、午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

#### 2 第2回輸送（3/27）【選挙公報（知事選）】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、印刷所（日ノ丸印刷株式会社 東郷工場（鳥取市本高421-8））にて、午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

#### 3 第3回輸送（3/28）【選挙物資（県議選）、候補者用物品（県議選）】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会並びに鳥取県東部庁舎及び八頭庁舎に対しては、県庁第二庁舎第33、34会議室で午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

※候補者用物品については、岩美町及び県の各庁舎・総合事務所のみ受渡しを行う。

#### 4 第4回輸送（4/2）【選挙公報（県議選）】

全市町村選挙管理委員会に対して、印刷業者にて直接受渡しを行う予定。（輸送なし）

※詳細は印刷業者決定後、別途連絡。

#### 5 第5回輸送（4/4）【投開票関係諸用紙】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁第二庁舎第33、34会議室で午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

(別紙4)

### 輸送日程等

#### (1) 日程

下記の日程と時間に変更となることがあります。

輸送の名称	輸 送 日	出発地
第1回輸送	令和5年3月16日（木）	県庁（第二庁舎玄関）
第2回輸送	令和5年3月27日（月）	印刷所（日ノ丸印刷株式会社 東郷工場）
第3回輸送	令和5年3月28日（火）	県庁（第二庁舎玄関）
第5回輸送	令和5年4月 4日（火）	県庁（第二庁舎玄関）

#### (2) 行程

・各回とも下記日程により物資輸送を行う予定です。

※第4回輸送は、選挙公報（県議選）を印刷所にて直接渡し

・経路等を変更する場合があります。

予定時間	受渡場所	受渡市町村
9:00	第1、3、5回：県庁出発 第2回：印刷所出発	
9:50	湯梨浜町役場 … 第1、3、5回 湯梨浜町シルバー人材センター … 第2回	湯梨浜町
10:20	倉吉市役所第2庁舎 … 第1、3、5回 倉吉市役所第本庁舎 … 第2回	倉吉市、三朝町、（第3回のみ）中部総合事務所
11:10	北栄町役場	北栄町
11:30	琴浦町役場	琴浦町
13:00	大山町役場	大山町
13:30	日吉津村役場	日吉津村
14:00	米子市役所 … 第1、3、5回 印刷会社 …… 第2回	米子市、境港市
[14:30]	[鳥取県西部総合事務所]	[鳥取県西部総合事務所] ※第3回のみ
14:30 [15:00]	伯耆町役場	南部町、伯耆町
15:00 [15:30]	江府町役場	江府町
15:20	日野町役場	日南町、日野町、（第3回のみ）日野振興セ



(注1) 第2回輸送日のみ、湯梨浜町役場でなく湯梨浜町シルバー人材センター(湯梨浜町久留 98-4)、倉吉市役所第2庁舎でなく同本庁舎(倉吉市葵町 722)、米子市役所でなく合同印刷株式会社(米子市和田町 2005-2)で受渡し。

(注2) 第3回輸送日のみ、米子市役所の後が〔 〕内の日程となる。

## (13) 指定病院等における不在者投票の管理執行について

第 202200269844 号

令和 5 年 3 月 8 日

各指定病院長、各指定老人ホームの長、各指定身体障害者支援施設長、各指定保護施設長、鳥取刑務所長、米子拘置支所長、鳥取少年鑑別所長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長 (公印省略)

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙に係る指定病院等における不在者投票の管理執行について (通知)

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の鳥取県知事選挙 (以下「知事選挙」という。)及び県議会議員一般選挙 (以下「県議選挙」という。)において、貴施設 (以下「指定病院等」という。)で行われる不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領 (以下「要領」という。)」及び「選挙における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (以下「ガイドライン」という。)」によるほか、特に下記事項に御留意の上、その取扱いに万全を期されますようよろしくお願い致します。

記

### 1 基本的事項

(1) 不在者投票制度は、選挙期日の前日までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては特に厳正に行い、疑義が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法令等の根拠を確認の上、適切に処理すること。

なお、法令等の解釈等について疑義を生じたときは、当委員会又は市町村の選挙管理委員会 (以下「市町村委員会」という。)と相談の上処理すること。

(2) この度の選挙は、知事選挙及び県議選挙の 2 つの選挙が執行されることとなるので、別途配布予定の「選挙のしおり」等により選挙人への制度の周知を図りたいこと。

(3) 不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求され、しかもこの度の選挙は、知事選挙及び県議選挙の 2 種類の投票があるので、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮すること。

### 2 選挙期日等及び不在者投票の期間

(1) 選挙期日等は、次のとおりであること。

区 分	選挙期日	選挙期日の告示日
知 事 選 挙	4 月 9 日 (日)	3 月 2 3 日 (木)
県 議 選 挙		3 月 3 1 日 (金)

(2) 不在者投票ができる期間は、選挙期日の告示日の翌日から、選挙期日の前日までであること。

区 分	選挙期日の告示日の翌日	選挙期日の前日
知 事 選 挙	3 月 2 4 日 (金)	4 月 8 日 (土)
県 議 選 挙	4 月 1 日 (土)	

※ 3 月 2 4 日 (金) から 3 月 3 1 日 (金) の間は、知事選挙の不在者投票しかできないことに注意すること。

### 3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式等は、選挙の種類により次のとおり異なるので、留意するとともに選挙人に周知しておくこと。

区 分	投票用紙の色	文字の色	投票方法
知 事 選 挙	白 色	赤 色	候補者の氏名を記入
県 議 選 挙	クリーム色	黒 色	候補者の氏名を記入

※ 点字投票用の投票用紙には「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シール (知事選挙：「チジ」、県議選挙：「ケンギ」) が貼ってあること。

### 4 不在者投票ができる者

(1) 指定病院等で知事選挙及び県議選挙の不在者投票ができる者は、当該指定病院等に入院 (所) している選挙人 (鳥取県内の市町村に住所を有し、かつ、鳥取県内の市町村の選挙人名簿に登録されているものに限る。) で、公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 4 8 条の 2 第 1 項各号の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設の職員や入所者の付添人等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

(2) 知事選挙及び県議選挙は、県内市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人が、県内の他市町村に住所を

移しても選挙権を有するものとされること。

また、このような選挙人については、引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書を提示し、又は引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認を受けて不在者投票を行う必要があること。

なお、証明書は、いずれの市町村においても交付の申請をすることが可能であり、引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認の申請は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会に投票用紙等の請求の際、行うことができること。

#### 5 投票用紙等の請求・交付

- (1) 投票用紙等の請求に当たっては、入院（所）し、又は収容している選挙人の意思を必ず確認し、依頼のあった者についてのみ、依頼書を徴した上で請求を行うこと。
- (2) 投票用紙等は、当該選挙期日の告示日以前においても請求が可能であるが、市町村委員会が交付するのは、原則として選挙期日の告示日の翌日以降であること。
- (3) 市町村委員会は、県議選挙の告示日（3月31日）以前に、郵便等で知事選挙及び県議選挙の投票用紙等の請求が併せてあった場合には、原則として県議選挙の告示日の翌日（4月1日）以降に両方を同時に交付するものであること。
- (4) 投票用紙等の紛失は、選挙人の投票する機会の損失や、悪意ある第三者による不正投票等につながるおそれがあることから、投票用紙等の受け渡し時の確認及びその体制の整備を行うとともに、適時に保管状況の確認を行うなど、投票用紙等の適切な管理を徹底すること。

#### 6 投票の手続等

- (1) 投票の順序は、最初に知事選挙、次に県議選挙とし、投票記載台は2か所設けること。
- (2) 投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密保持が保たれるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

なお、入院（所）し、又は収容している選挙人が自由に出入りできる廊下、集会室等の場所についても、こうした文書図画が貼られることのないよう注意すること。

- (3) 投票に当たっては、自由、公正、平等を旨とし、選挙人に威圧感を与えることがないよう配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち合わせること。
- (4) 立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、管理執行の適正を保つためには、公正な立会人の選任が不可欠であること。

また、不在者投票管理者は、市町村委員会が選定した者を投票に立ち合わせることでその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこと。（本日付第202200248961号本職通知参照）。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはできないこと。

- (5) 代理投票の手続は、投票の秘密保持に厳正を期するとともに、適正に行うこと。特に、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。

また、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めること。

なお、投票の記載を行う補助者は、選挙人の投票を誘導し、又は選挙人の指示を確認しないまま記載したと疑われることのないよう、慎重かつ確実に選挙人の指示を確認するとともに、補助者は選挙人の投票の秘密を絶対に明かしてはならないこと。

- (6) 指定病院等においては、候補者の氏名及び党派別の掲示はできないものであること。
- なお、選挙人から候補者の氏名及び所属党派を確認したい旨の申出があった場合は、別途送付する候補者の氏名等が告示された鳥取県公報（告示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報を受付で提示する等の便宜を図ることは差し支えないものであること。この場合において、これらのものは、投票を記載する場所内に掲示することができないものであることに注意すること。
- (7) 知事選挙と県議選挙の投票用紙の交付に誤りがないよう、特に留意するとともに、選挙人に対して、投票用紙等の使用を誤らないよう適切な注意を与えること。

投票用紙の交付に当たっては、選挙人1人1人に「この白い投票用紙は、鳥取県知事選挙です。候補者1名の氏名を記載してください。」「このクリーム色の投票用紙は、県議会議員選挙です。候補者1名の氏名を記載してください。」といったように適切な注意を与えるとともに、知事選挙と県議選挙の投票用紙を別々によく確認してもらった上で1枚ずつ交付すること。

- (8) 今回の選挙においても、視覚障がい者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとし、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に調製していること。

市町村委員会から交付された点字投票用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、更に選挙の種類を示す点字シールが貼ってあるので、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りのないよう注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置及び表示内容等については、別途配付の要領中「点字投票用紙の選挙種類の点字表示」を参照すること。